プライバシーポリシー

個人情報保護への取り組み

近畿日本ツーリスト健康保険組合は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を 適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1. 当健康保健組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2. 当健康保健組合は、加入者からご提出いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3. 当健康保健組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き提供しません。ただし、特定個人情報ではない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。

【参考: 当健康保険組合において関連性の強い号例】

- (1) 法令の定めに基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務 の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- 4. 当健康保健組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5. 当健康保健組合が業務を委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し、改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託相手の適格性を十分審査するとともに契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとし、契約後も委託先の適切な管理および監督を行ないます。
- 6. 個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保 ち、加入者が加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保健組合担当窓口に 連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応いたします。
- 7. 当健康保健組合は、加入者の個人情報の取り扱いに関係する法令その他の規程を遵守するとともに、プライバシーポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

近畿日本ツーリスト健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

近畿日本ツーリスト健康保険組合(以下「当組合」という。)におきましては、被保険者やその家族(以下「加入者」という。)からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)」、柔道整復施術療養費支給申請書(以下「柔整療養費支給申請書」という。)に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等)を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース(以下「マスター」という)」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被扶養者(異動)届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書 類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定 期間保存後に廃棄処分にします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更(訂正) 届出により、データの変更等を行います。
- 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払 い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用 します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に 記載された連絡先に連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者(市区町村、年金事務所を含む。)から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先を確認のうえ、「マスター」の保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日、 性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整の ため、「マスター」の保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失 日などについて、他の保険者等に照会し確認します。

- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料(調整保険料、介護保険料を含む)の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 「マスター」作成及び入力処理等の一部を健康保険業務システム業者「ユニバーサル・ビジネス・ ソリューションズ株式会社」に委託しています。
- ・ 「マスター」を用いて、被保険者証・高齢受給者証・限度額認定証・標準負担額減額認定証・特 定疾病療養受療証の発行、保険料納入告知書等の作成を行います。
- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日、性別、 住所データを健診受託業者の「一般財団法人日本予防医学協会」に渡し、健診カード、健診結果 の送付に利用します。
- ・ 高額医療費・出産費用の資金貸付について、「マスター」の保険証の記号番号及び枝番、氏名、生 年月日、性別、資格の有無などを諸手続きに利用します。
- ・ 常備薬の配付について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、資格の有無、所属データ、住所 データを家庭用常備薬斡旋業者に渡し、常備薬配付に利用します。

2. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- 給付記録をデータ入力のうえ保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の保険証の氏名、住所データを外部業者に渡し、 育児冊子を送付します。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、 他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日などを照会し、給付決 定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、 相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状 況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- 3. レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金より請求されたCSV情報で請求された原本又は画像を当組合の業務処理コンピューターに収納し、データベース化のうえ、健康保険業務に利用します。
 - ・ レセプトの内容点検については、外部業者の株式会社エム・エイチ・アイに業務委託をして実施 します。
 - ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金 に対し、再審査請求をおこないます。
 - ・ 資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記 号番号及び枝番、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。

- ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、 医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号及び枝番、氏名、生年月日など を伝え、確認を取ります。
- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断 後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行い ます。
- ・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付(一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金)の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料 (付加給付を含む)、埋葬費、家族埋葬料 (付加給付を含む)、 の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にして支給決定された保険給付及び付加給付は事業主を通じて支払います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本 人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- レセプトデータを基に、医療費通知を作成し、外部業者で封緘のうえ加入者に通知します。
- レセプトデータを基に、外部業者に後発医薬品差額通知の作成を委託し、加入者に通知します。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプト のコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等は日本での医療費を算定するため、外部業者に委託 する場合があります。
- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトのコピーとその内容の一部 を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。
- ・ 柔整療養費支給申請書データを基に、柔整療養費通知を作成し、外部業者で封緘のうえ、加入者 に通知します。

4.健康診断については、健診受託業者の一般財団法人日本予防医学協会に業務委託して実施します。

- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、 当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象 者抽出に利用します。
- ・ 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者(従業員)の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業 や保健指導の参考資料とします。
- ・ 健診結果データの分析・アドバイスを加入者がWeb上で常時閲覧出来るように外部業者に業務

委託して実施します。

・ 健診結果データを外部業者の株式会社保健支援センターに渡し、保健指導の参考資料として保健 師等の専門相談員が活用します。

5. その他保健事業の実施について

・ 健康教室等の参加者名簿を外部委託業者および参加者に配付します。

6. 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7. 特定個人情報及び個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例: 健保組合の扶養認定に際し、市区町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合は、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書保存規程に則り、規定保存年数まで倉庫等に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「SBSリコーロジスティクス株式会社」に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース会社に返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

健康保険組合等が保有する個人情報

個人情報の種類		個人情報の内容
被保険者	被保険者適用情報	記号・番号・枝番、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、資格 取得日、資格喪失日、標準報酬月額、標準賞与額、被扶養者の有無
	任意継続被保険者適用情報	記号・番号・枝番、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、資格 取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有 無、振込口座
	被保険者レセプト情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、記号・番号・枝番、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地および名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像(レセプト画像)
	被保険者健康診断情報	記号・番号・枝番、被保険者・被扶養者・事業所担当者氏名および 住所、生年月日、電話番号、事業所名、事業所社員コード、受診費 用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診 日、健診機関名、健診機関所在地、画像(レントゲン写真)、相 談・指導内容、所見、保健師・看護師名、緊急薬・常備薬購入記 録、疾病既往歴、家族既往歴
	被保険者現金給付情報	記号・番号・枝番、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、 受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年 金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得(非課税者 のみ)、移送費用、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産(予定)日、出生 児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因(病名)、除籍謄本 記載内容、埋葬に要した費用(埋葬料のみ)、請求者住所・電話番 号・振込口座

	記号・番号・枝番、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、	柔道整復
被保険者柔道整復情報	師登録番号、画像(申請書画像)、施術年月、施術金額、	傷病名、
	柔道整復師の振込先口座	

被扶養者	被扶養者適用情報	記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、職 業(学校名)、月平均収入額、同居別居の別
	被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報と同じ
	被扶養者健康診断情報	被保険者健康診断情報と同じ
	被扶養者現金給付情報	記号・番号・枝番、氏名、生年月日、被保険者との続柄、振込口 座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、前年度所得(非課税者の み)、医療費、装具装着日、装具購入費用、出産(予定)日、出生 児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因(病名)、除籍謄本 記載内容
	被扶養者柔道整復情報	記号・番号・枝番、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像(申請書画像)、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との 続柄

上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

健康保険組合の利用目的

1	被保険者等に対する保険	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
	給付に必要な利用目的	・保険給付及び付加給付の実施
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
		・高額療養費及び一部負担還元金等の事業主経由での自動払い
		・保険給付及び付加給付等の事業主経由での支払
		・海外療養費にかかる外部委託
		・第三者行為に係る損保会社等への求償
		・健保連の高額医療給付の共同事業
		・給付金決定通知の作成および発送
2	保険料の徴収等に必要な	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
	利用目的	・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
		・健康保険料・介護保険料の徴収

		- ・被扶養者の認定
		・健康保険被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証、標準負担
		額減額認定証、特定疾病療養受療証の発行
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
-	四九去坐)。 2. 五人红田日	・被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
3	保健事業に必要な利用目	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
	的	・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
		・高額医療費・出産費用の資金貸付業務に係る諸手続
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
		・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
		・保健指導、健康相談に係る健康づくり支援の委託
		・医療機関への健診の委託
		・健診結果の事業者への提供
		・被保険者等への医療費通知
		・被保険者等への柔整療養費通知
		・保健事業に関する各種補助金での事業主経由での支払
		・保健事業の実施に係る委託
4	診療報酬の審査・支払に	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
	必要な利用目的	・診療報酬明細書(レセプト)等の点検・審査
		【審査支払機関への情報提供を伴う事例】
		・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のため
		の加入者情報の提供
		・オンライン資格確認等システムを利用したレスプと振替のため
		の再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
		・レセプトデータの内容点検・審査の委託
		・柔整療養費の内容点検・審査の委託
		・柔整療養費の電算処理のためのパンチ入力、画像作成の委託
5	健康保険組合の運営の安	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
	定化に必要な利用目的	・医療費分析・疾病分析
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
		・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
6	その他	【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
		・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のため
		の基礎資料及び証拠資料
		【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
		・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への照会又は
		届出等
		・各種申請書および広報誌等の発送
		・資格・給付に関する問合せに対する回答
		2 Mana. Mana. And and an interpretation

	・事務処理における各種資料等の外部倉庫への保管委託
特定個人情報	番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政
	機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的
	【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
	・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
	・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
	・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
	・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
	【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
	・高額療養費、傷病手当金、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付
	事務にかかる組合における保険給付関連情報
	・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合
	における資格取得、被扶養者資格関連情報
オンライン資格確認等シ	【他機関の事務執行の為、組合が情報提供する場合】
ステムの利用に係る利用	・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録
目的	
	オンライン資格確認等システムの利用に係る利用

同意項目について

個人情報保護法では、健康保険組合の保有する個人情報及び利用目的にかかる同意は、加入者皆さんの一人ひとりに通知せずとも、加入者の皆さんが容易に知りうる方法でよいとされています。そこで、当健康保健組合では、この通知に対して同意されない方のみが申し出る方法を取り、申し出がなかった方については同意をいただけたとみなす「黙示による同意」によることにいたしました。「黙示による同意」とする項目につきましては、以下の項目です。

- 1. 医療費通知につきましては、被保険者と被扶養者の分をまとめて記載させていただきます。また、事業所に勤務されている方につきましては、事業所を経由してお届けします。
- 2. 高額療養費及び一部負担還元金等につきましては、事業所を経由してお支払します。また、事業所に提出する支払明細の記載につきましては、被保険者と被扶養者をまとめた世帯単位で行ないます。なお、被保険者の皆さんには医療費通知の中でお知らせします。
- 3. 人間ドック・インフルエンザ予防接種・保養所の補助金等の支給が生じた場合は、事業所を経由してお支払いします。
- 4. 市区町村が実施している医療費助成制度対象者の高額療養費支払につきましては、レセプト (写し)を添付して行ないます。
- 5. 出産育児一時金につきましては、重複支払の防止のために他の健保組合、医療保険者から情報の収集または提供を行なうことがあります。
- 6. 保険給付費につきましては、資格喪失後受診の確認、労災判定の照会ならびに公費内容の確認 のために市区町村、労働基準監督署または医療機関等に対し、情報の収集および提供を行なう ことがあります。

- 7. 健保組合と健康保険組合連合会は、高額医療交付事業を実施するため、被保険者及び被扶養者レセプト情報を共同で利用しています。
- 8. 健保組合と事業所(会社)は、健康診断の実施とその事後措置を効果的に行なうため、共同で健康管理事業を実施し、事業所(会社)所属の被保険者の健康情報を共同で利用しています。

個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人データを特定の者と共同で事業を行う場合には、実施する事業を明確にし、 その内容をあらかじめ、本人に通知、又は公表することとされています。

そこで当健康保険組合が行う共同利用の事業内容の公表を、ホームページ及び機関誌等への掲載をもって行うこととします。共同利用する事業は以下のとおりです。

1. 健診結果の事業所との共同利用について

(1) 個人データ利用の趣旨:

健診結果を事業所(会社)と健保が共同利用することで、社員の健康管理・健康増進を図ります。

(2) | 共同利用する個人データの項目:

定期健康診断及び二次検査結果(検査数値・判定結果・所見・問診等)

(3) | 個人データを取扱う人の範囲:

事業所(会社)側・・・各社の産業保健業務従事者

(産業医・衛生管理者その他の労働者の健康診断に従事する者)

健康保険組合側・・・保健事業担当者

(4) 取扱う人の利用目的:(1)に同じ

(5) データ管理責任者の氏名・名称:

事業所(会社)側・・・各社の産業保健業務所轄部署の責任者

健康保険組合側・・・近畿日本ツーリスト健康保険組合データ管理責任者

2. 健康保険組合連合会の高額医療交付の共同事業について

(1) 健康保険組合連合会との高額医療事業の共同事業の目的:

健康保険組合と健康保険組合連合では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、当組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付することを目的とした事業を実施しています。その事業のために「診療(調剤)報酬明細書又は診療(調剤)報酬明細情報(CSV情報)(以下「レセプト」といいます)」及び当該レセプトに係る本人氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療先月、医療費の請求金額などの申請データを健康保険組合連合の交付金交付事業グループ高額医療担当宛に高額医療交付金オンライン申請システムを通じて送信する方法をとっています。この交付を受けることによって当組合の高額医療費の支出が軽減されることになります。

(2) 共同利用する個人情報:

前項の「診療(調剤)報酬明細書」もしくは「診療(調剤)報酬明細情報(CSV情報)」の記載項目のほか、レセプト記載データのすべての項目

(3) レセプトデータを共同利用する者の範囲:

健康保険組合側…レセプトデータ管理担当者

健康保険組合連合会…交付金交付事業グループ高額医療担当職員

業務委託先…公益財団法人日本生産性本部ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

(4) 健康保険組合連合でのデータ保有期間:

健康保険組合へ提出された申請データや交付決定データ群の個人情報については、交付決定後 4年間保存されます。また別送された添付書類(レセプトの写しを含む)については、1年程 度保存され、イメージデータ化されたものが交付決定後4年間保存されます。

(5) データ管理責任者の氏名・名称

健康保険組合側・・・近畿日本ツーリスト健康保険組合データ管理責任者

健康保険組合連合会側・・・組合サポート部部長